

大ト協第60号  
平成30年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 辻 卓 史

## 平成30年度 EMS機器（デジタルタコグラフ）導入にかかる 助成について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会では、エコドライブの実践について効果があるとされるEMS機器（デジタルタコグラフ）について、導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間

（一次募集）平成30年4月1日（日）～平成30年8月31日（金）

（二次募集）平成30年12月3日（月）～平成31年2月28日（木）（予定）

上記期間に、機器を導入・装着・支払後、申請書類が大ト協に必着のもの。

**上記期間内であっても、一次募集・二次募集それぞれの助成予算枠に達した時点で受付を終了**させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。**（終了の際は、大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内します）**

#### 2. 助成対象機器

（別表）平成30年度全ト協選定助成対象機器一覧（EMS機器）を参照してください。（公社）全日本トラック協会の定めるEMS機器（デジタルタコグラフ）とします。助成対象機器に追加・変更等がありましたら、トラック広報および大ト協ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

#### 3. 助成額・上限台数

1台あたり機器本体価格の1/2、かつ上限2万円までとし、1事業者あたり一次募集・二次募集あわせて20台までとします。

#### 4. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

○大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・なにわ・堺・

和泉ナンバー) に、新品の機器を装着すること。(被けん引、軽自動車、自家用車を除く)

- 平成 30 年 3 月 31 日までに取り付けた機器は、助成対象外です。
- 導入方法は、買い取り (一括、割賦)、リースのいずれかとし、賃貸借機器・中古機器等は助成対象外とします。
- 機器本体価格のみに助成し、消費税・事務所用機器・解析ソフト・取付工賃等は助成対象外とします。
- アナログタコグラフは、助成いたしません。
- 1 台の機器で、デジタルタコグラフ機能とドライブレコーダ機能を両方備えている場合、(別表) 助成対象機器一覧の「DR 助成対象」欄に○印がついている機器のみ、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダの両方で助成申請できます。
- 1 台の機器で、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダ・ASV (先進安全自動車) の 3 つの機能を備えている場合、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダの両方で申請するか、ASV (先進安全自動車) として申請してください。
- 国の補助金が交付された機器については、重複助成いたしません。**

## 5. 必要書類 (郵送可)

- ① (様式 1) 平成 30 年度 EMS 機器導入助成金交付申請書兼誓約書
- ② (様式 2) EMS 機器導入内訳書
  - ・機器メーカー名等は、(別表) を参照してください。
- ③ (様式 3) EMS 機器装着証明書
  - ・機器メーカー名等は、(別表) を参照してください。
  - ・【導入事業者】欄に、運送事業者名・住所をご記入ください。
- ④ (様式 4) 暴力団排除の誓約書
  - ・平成 30 年度中に、他の助成事業で提出済の場合は不要です。
- ⑤請求書 (写)
  - ・請求書 (見積書) は、機器メーカー名・機器名称・型式・本体価格等が明記されていること。(機器メーカー名等は (別表) を参照してください)
  - ・請求書の額と領収証 (または振込明細書等) の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書 (写) を添付してください。
  - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
  - ・車両と機器を一括で導入する場合、もしくは機器のみをリース契約および割賦購入する場合は、見積書 (写) を添付してください。
  - ・請求書 (見積書) に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかを明示してください。(例: 「設定費値引き」など)
- ⑥領収証 (写) (※振込明細書等 (写) も可)
  - リース契約の場合はリース契約書 (写)
  - 割賦購入の場合は割賦販売契約書 (写)

- ・リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。また、契約書等に登録車両番号が記載されていない場合は、物件受領証等（写）を添付してください。
- ・領収証、振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先等が確認できるものとし、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外の部分（残高等）を黒く塗りつぶしていただくのは可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、平成30年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、平成31年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に手形決済日（支払期日）をご記入ください。

⑦車検証（写）

- ・助成金を申請する時点で有効期間内のもの。

⑧その他

- ・上記の書類の他、必要に応じてこちらからご提出をお願いすることがあります。

6. その他

- 一次募集が終了したあとに導入した機器は、二次募集時にご申請ください。
- 申請書類等に不明瞭な点がみられる場合は、助成いたしません。
- 申請書類の写しを手許で保存される場合は、各社にて申請前にコピーを取っておいてください。
- 記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。（訂正印不要）
- 一次募集・二次募集それぞれの期間中に、複数回ご申請できます。
- 一次募集終了後から、二次募集開始までの間は、申請書類を受領いたしません。
- 機器の在庫状況等については、販売店等にご確認ください。

（申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

電話：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029